

## よくある問い合わせQ&A

Q. 建設業退職金共済組合の加入はしているが、建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書（写）を提出できない。

A. 加入されているということですので、建設業退職金共済契約者証をお持ちのことと思います。そちらの提出を持って確認させていただきます。

Q. 物品と工事の登録をするがファイルは2冊用意しなければならないか？

A. 1冊のファイルに物品、工事、共通書類をまとめていれてください。

また、封筒も全部で2枚（申請書付票控送付用と審査結果通知書送付用）で結構です。

Q. 令和5・6年度より一般財団法人北海道土木協会の建設工事等競争入札参加資格審査申請書（様式1）は押印廃止になっているが、石狩市は押印必要か？

A. 押印不要です。

Q. 営業所登録していないが、会社の従業員に石狩市民があり、給与から市民税を源泉徴収している場合、市税の滞納がない証明書は必要か？

A. 会社が石狩市内に事業所等を設置していない場合、かつ石狩市内に土地・建物を所有していない場合は必要ありません。

Q. 行政書士が書類の作成を委任されているが、委任状は必要か？

A. 必要ありません。その場合様式第9号連絡先等の届出書は書類を作成した行政書士の方の情報を記載してください。